

特定不妊治療費助成のながれ

※「福井県特定不妊治療費助成事業」対象となる治療は〔2 福井県へ申請〕から申請し、「福井県特定不妊治療費助成事業」対象外となる治療は〔3 南越前町へ申請〕から申請してください。

1 治療

- ① 福井県指定医療機関で特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受ける
・申請には領収書が必要なので大切に保管する
- ② 「特定不妊治療指定医療機関受診等証明書」を医療機関に発行してもらう注1)
- ③ ②の証明書をコピーし、写しを一部手元においておく（南越前町提出用）

2 福井県へ申請

- ④ 福井県の助成申請に必要な書類を揃え、県内の健康福祉センターへ申請する
参照 <http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/funintiryo-h19.html>

■南越前町の最寄りの健康福祉センター

【申請先】

丹南健康福祉センター（武生福祉保健部）

所在地：越前市上太田町4-1-5 福井県南越合同庁舎1階

電話：0778-22-4135



- ⑤ 福井県の審査後、承認された場合、約1～2か月程度で「特定不妊治療費助成承認決定通知書」が届き、助成額が振り込まれる

3 南越前町へ申請

- ⑥ 南越前町の助成申請に必要な書類を揃え、南越前町へ申請する
（申請書等はホームページよりダウンロードできます）

※町への申請期限は3月31日までです。申請が3月中旬以降になる場合はご連絡ください！

【申請先】

南越前町 保健福祉課（役場別館1階）

所在地：南越前町東大道29-1

電話：0778-47-8007

令和3年度より申請書と添付書類が変更になりました。
（調査への同意により）住民票や納税証明書は不要です。

<申請に必要な書類>

- ・特定不妊治療指定医療機関受診等証明書の写し
- ・医療機関発行の領収書
- ・特定不妊治療費助成承認決定通知書※県助成対象の場合
- ・南越前町特定不妊治療費助成申請書兼請求書
- ・夫婦の完納証明書（町税の未納が無い旨を証明するもの）
- ・両人の戸籍謄本（事実婚の場合は両人の戸籍謄本、住民票、事実婚に関する申立書・意見確認書）※県助成対象の場合不要

その他、印鑑、振込先の金融機関の通帳またはカードをご持参ください

- ⑦ 南越前町の審査後、承認された場合、「特定不妊治療費助成交付決定通知書」が届き、助成額が振り込まれる

注1) 受診等証明書は発行に2週間程度かかる場合があるため、治療終了後すみやかに医療機関に記載してもらってください。特に3月に治療が終了し申請が年度末になる場合はご注意ください。

